

2023年度ソーシャル・リスクマネジメント学会 関東部会（レジュメ）
2023年12月2日
専修大学 神田キャンパス7号館

再生可能エネルギーをめぐる地域リスク マネジメント

——脱炭素社会の形成に向けて——

江尻 行男

1, はじめに

- ・今日、世界的に地球沸騰化リスク回避のための二酸化炭素(CO₂)の抑制が求められている。(削減、吸収、オフセット等々)
- ・CO₂を排出しないで非枯渇性の自然由来のクリーンな「再生可能エネルギー(以下、再エネと呼称)の導入が注目されている。
- ・中でも特性として変動性発電といわれる太陽光発電(大規模発電はメガソーラーとも呼ぶ)および風力発電は期待が大きい。

1, はじめに

- ・ところで、双方とも都心の大手資本が地方地域に適地を求めて発電施設を設置するパターン、すなわち生産は地方の現地、消費は都心地域という、いわば「地産都消」型の構造を形成。
- ・再エネ発電ビジネスが地域参入することにより地域では幾多のリスクを被るケースが多くなっている。(一種の公害)
- ・本稿では、国家的ミッションとしてのカーボンニュートラルを背景として設置の促進が急務とはいえ、太陽光および風力発電などの再エネ事業が地域参入することにより設置地域が被るリスクとその対応について若干検討して見よう。

2, 再エネ事業の拡大と特徴

(1) 電源構成とメガソーラーの急増

① 電源構成

- ・約70%が石炭、液化天然ガス、石油などの化石燃料
- ・太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱などの再エネは22、4%
- ・太陽光発電は約10%、風力は0、7%——いずれも低い。

2, 再エネ事業の拡大と特徴

②メガソーラーの急増

- ・2012年の売電を可能とした「固定価格買取制度 (FIT)」を契機に急増——安定的な利益獲得が可能
- ・FIT開始前は560万kwだったが例えば2019年には5580万kwと約10倍に増大——発電施設数も約9000カ所——一種の進出ラッシュ現象の示現。——因みに、風力発電施設は300基以上が稼働
- ・尚、再エネ拡大の背景にはFIT以外にもカーボンニュートラルという国家的なミッションや3・11福島原発事故による自然由来のクリーンエネルギーの必要性等が挙げられよう。

2, 再エネ事業の拡大と特徴

(2) 特徴——ビジネスモデル

①事業者——例外(生協など)もあるが概ね企業

- ・構造——大手外部資本の会社→専門子会社→現地の孫会社(現地で管理運営——合同会社—LLC—形態が多い)構造的には「入れ子」
- 構造——中国などの外国資本の会社や住所不明の会社も一部みられる。

2, 再エネ事業の拡大と特徴

②植民地型ビジネスモデル

- ・地域分散——光や風を求めて全国の地域に分散設置され、中央と地方、地産都消、そして資本の論理で利益は外部資本に帰属され、設置の地元には固定資産税や若干の雇用あるいは寄付など。メリットは少ない。
- ・極言すれば、地元は草刈り場として一種の植民地型ビジネスモデルではないのか。

3, 地域におけるリスク

——主として受容性リスク——

(1) 自然環境という自然資本に由来するリスク

① 災害リスク

- ・山林や傾斜地の伐採後の丸裸状態で地震や豪雨などによる土砂災害（離島では反対事例もある）や保水リスク
- ・台風によるソーラーパネルの飛散による事故

3, 地域におけるリスク

②生物多様性リスク

- ・動植物への影響——例えばバードストライク。

絶滅危惧種のイヌワシやクマタカなどの風力発電のブレードに衝突するなどの事故や営巣の破壊など

③景観リスク

- ・山林の伐採によるはげ山や異様な発電施設の設置などによる美観の低下。

地域住民に慣れ親しんだ光景の喪失、違和感。これらは一定程度の不快感や長期的には精神的なダメージ(健康リスク)をもたらす。

3, 地域におけるリスク

(2) 生活上のリスク

- ・騒音などのリスク——工事中の騒音や風力発電の低周による不眠や精神的リスク(健康リスク)
- ・不要となったパネルの放置や不法投棄などによる環境悪化や公害化リスク
- ・生活経済リスク——洋上風力発電の場合、漁業権の喪失

3, 地域におけるリスク

(3) 事業者の対応に由来するリスク——地域共生リスク

- ・地元地域視点に立脚していない発電事業計画
- ・情報の共有リスク、コミュニケーション・リスク
- ・不誠実・不十分な住民説明会
- ・事業者不明リスク
- ・一部住民へのステレス的な囲い込み——不正、犯罪

(4) 行政への不信リスク

- ・事業者との不適切な契約や住民への説明不足

(5) 住民間の対立、分断リスク——賛否をめぐる選挙

4, リスクへの対応

(1) 国家行政の対応——法規制

- ①改正地球温暖化対策推進法(2022年4月改正温対法)
同法は地域との関係性において以下のように求めている。
 - ・地域との円滑な合意形成
 - ・適正に環境保全に配慮
 - ・地域の経済的・社会的課題解決への貢献
 - ・地域共生型の再エネ事業の導入拡大を図る

4, リスクへの対応

②ゾーニング——再エネ海域利用法

- ・「促進区域」の設定（区域認定は公募。風力発電のケース）

③環境影響評価制度（環境アセスメント）の導入と実施及びその前段階の準備書などの提出——ただし設置を止める直接的な権限はない

④その他

4, リスクへの対応

(2) 自治体の対応

- ①基本的には温対法に沿った条例やガイドラインで対応
- ②課税——宮城県は「再生可能エネルギー地域共生促進税」を2024年4月より導入。これは0,5ヘクタールを超える森林の大規模開発による再エネ施設に対して、営業利益の20%を課税。税収目的ではなく適地（促進区域）誘導による森林保全と再エネ促進の両立を目指し、地域共生を図ることが主たる目的（青森県も導入を検討中）
- ③「ノーモア・メガソーラー宣言」——福島市（2023年8月）事業進出の抑制（ストップ）と進行中の事業への警告
- ④反対住民からの陳情の受け入れ

4, リスクへの対応

(3) 住民の対応

- ① 反対住民による住民団体の形成——反対活動の核
- ② 住民説明会への参加と反対の意思表示
- ③ 事業者や自治体への意見書や陳情、反対集会、デモ
- ④ 集団訴訟（2021年、太陽光発電で少なくとも20件以上）
——事業者ばかりでなく自治体を訴えるケースもある
- ⑤ 選挙——設置に反対する候補者に投票

5, 結びに代えて

(1) 課題——主として、受容性リスクへの対応

- ・再エネ事業は国家的達成目標値(2030年まで1,7倍)がある中、脱炭素ないしカーボンニュートラル実現の主力事業として一層の促進、加速化が急務の課題
- ・一方、設置現場の地元では反発、反対等により計画の中止や撤退を余儀なくされる事業者も一部出現——受容性リスク対応が事業促進の障壁——事業者にとってはリスクの示現

5, 結びに代えて

- ・これを突破するには、双方の理解と合意形成が重要。その内容は地域共生、共存共栄——事業課題と地域課題のある種二律背反状況（ジレンマ）における両立が求められる。地域への適切な配慮を確保した上で再エネを最大限導入することが重要
- ・地域視点に立った誠意ある事業展開
 - ①安全、安心の提供、②大型プロジェクトでは産業クラスターの形成により地元企業の参画と雇用及び人材育成、③地域づくり、災害対応などの地域課題解決への貢献など

5, 結びに代えて

(2) 展望

- ・太陽光発電の場合、コスト割れや旧式化に伴いソーラーパネルの売却もみられるようになってきたが、例えば、折り曲げることができ、壁などにも装着できる用途の広い「プロブスカイト」の活用と普及に期待
- ・洋上風力発電の場合、①促進区域でのセントラル方式の導入
——事業の加速化②風車の大型によるコストダウン③深場の広い海域で風況がよい浮体式風力発電が期待——成長産業へ

5, 結びに代えて

- ・地域自立型再エネの躍進——「地産都消型」と共に地域主導（行政、企業、NPO、地域住民）による自立的な「地産地消型」再エネ発電や「脱炭素先行地域」（100カ所目標）による他の地域への波及
- ・宮城県の「地域共生促進課税」の導入・普及も共生型再エネ進展の手段として期待

ご清聴ありがとうございました